

## 「自然再生推進計画」及び「天然記念物保存管理計画」の策定方法

### 1 計画の概要

#### 自然再生推進計画

霧ヶ峰の保全再生の基本計画は、平成 20 年度に『霧ヶ峰の今とみらい～霧ヶ峰再生のための基本計画～』（以下『基本計画』）で定めた。本年度着手する「自然再生推進計画」は、目標植生及び個々の自然再生事業の方法、手順等を定める事業計画である。

#### 【概要】

- (1) 霧ヶ峰の現状、課題と自然再生推進計画の位置付け
- (2) 目標植生
- (3) 地域別の保全再生事業の方法および手順
- (4) 外来植物への対応方法
- (5) 野生鳥獣被害対策
- (6) 自然再生推進計画のモニタリング

#### 天然記念物保全管理計画

天然記念物保存管理計画は、自然再生推進計画の天然記念物の範囲に係る部分を抜き出し、霧ヶ峰の状況に合わせ、必要に応じて肉付け、詳述する計画である。

この管理計画は、文化財保護法第 3 条に基づく自治体の保護業務である。

本計画を策定することで天然記念物について日常的な管理業務を行うことが可能となる。

#### 【概要】

- (1) 保存管理計画の必要性と策定の経過
- (2) 霧ヶ峰湿原植物群落群の概要と沿革
- (3) 霧ヶ峰湿原植物群落群の現状と課題
- (4) 保存管理計画
- (5) 管理の体制及び現状変更における許可方針

### 2 計画の検討体制及び策定方法

ワーキンググループを設置し、計画案を検討する。ワーキンググループの案を協議会（全体会議）に逐次提出し、協議検討しながら策定する。

「自然再生推進計画」と「天然記念物保存管理計画」は、密接不可分であることから、同時並行して検討する。

### 3 策定の時期

平成 22 年度以降の本格展開を行うためには、公園計画 を変更し、霧ヶ峰の自然再生計画を位置づける必要がある。また、公園計画の変更については国の審議会に諮ることになる。

については、平成 22 年からの本格展開を円滑に行うためには 21 年度中に計画変更を行う必要がある。

公園計画とは、八ヶ岳中信高原国定公園の利用の仕方、利用するにあたって公園施設の整備をどう行うか、また規制等をどのようにかけるか定めものである。

〔手 順〕 平成 21 年 4 月 15 日 第 8 回霧ヶ峰自然環境保全協議会  
「計画策定方法の協議、決定」、「ワーキンググループの構成の決定」

平成 21 年 5 月 第 1 回ワーキンググループ  
「計画の枠組み（案）の検討」

平成 21 年 6 月（中・下旬） 第 9 回霧ヶ峰自然環境保全協議会  
「計画の枠組みの協議、決定」  
（枠組みは、具体案の検討の過程で必要があれば見直す）

平成 21 年 6 月～ 9 月 第 2 回～第 5 回ワーキンググループ  
「具体案の検討、中間まとめ」

平成 21 年 10 月 第 10 回霧ヶ峰自然環境保全協議会  
「中間まとめ案の協議」

平成 21 年 11 月～ 22 年 1 月 第 6 回・第 7 回ワーキンググループ  
「計画案の作成」

平成 22 年 2 月 第 11 回霧ヶ峰自然環境保全協議会  
「計画案の決定」



平成 22 年 3 月～ 八ヶ岳中信高原国定公園公園計画への反映等の国との調整  
（計画策定の途中においても必要な調整等を実施）